

(3) 配当所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	人	千円	千円
利益又は利息の 配当、剰余金の分 配、基金利息の 分配、特定証券 投資法人の投資 口の配当等	一般課税分	45,159,491	573,182,964
	源泉分離(選択) 課税適用分	67,251	7,797,005
	非課税分	293,582	—
	小 計	—	580,979,969
公募・私募証券 投資信託の収益 の分配及び特定 株式投資信託の 収益の分配	一般課税分	—	10,825,994
	源泉分離(選択) 課税適用分	—	63,995,972
	非課税分	—	—
	小 計	—	74,821,966
計	—	4,925,425,589	655,801,935

調査対象：平成15年分について、平成16年4月30日までに「法定資料の合計表（配当等の支払調書）」及び「配当等の所得税徴収高計算書」の提出のあったもの

(注) この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

(4) 配当所得の源泉徴収税額の累年比較

区 分	平成11年分	平成12年分	平成13年分	平成14年分	平成15年分	
	千円	千円	千円	千円	千円	
利益又は利息の 配当、剰余金の分 配、基金利息の 分配、特定証券 投資法人の投資 口の配当等	一般課税分	361,380,312	431,835,940	522,810,873	561,148,269	573,182,964
	源泉分離 (選択) 課税適用分	12,490,273	16,643,884	15,711,013	15,558,438	7,797,005
	小 計	373,870,585	448,479,824	538,521,886	576,706,707	580,979,969
公募・私募証券投資信託の収益の 分配及び特定株式投資信託の収益 の分配	184,650,230	194,249,047	33,342,111	36,097,742	74,821,966	
計	558,520,815	642,728,871	571,863,997	612,804,449	655,801,935	

(5) 報酬・料金等の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	人	千円	千円
法第204条該当	原稿料、作曲料、放送謝金等の報酬又は料金	2,309,901	825,387,412
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	1,463,197	1,069,260,489
	診 療 報 酬	31,824	474,391,103
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	1,147,681	1,195,096,285
	芸能等についての出演等の報酬又は料金	380,880	234,949,257
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	65,083	135,921,760
	契 約 金 ・ 賞 金	41,253	98,085,914
	小 計	5,439,819	4,033,092,220
法第203条の2該当	公 的 年 金 等	41,684,196	38,024,155,465
法第207条該当	生命保険契約等に基づく年金	7,282,587	3,379,249,000
法第174条該当	馬主に支払われる競馬の賞金等	40,250	138,256,115
	計	54,446,852	45,574,752,800
	災害減免法により徴収猶予したもの	807	—
			17

調査対象：平成15年分について、平成16年4月30日までに「法定資料の合計表（報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書）」の提出のあったもの

(注) この表は、標本調査に基づく推計値である。

(6) 報酬・料金等の源泉徴収税額の累年比較

区 分	平成11年分	平成12年分	平成13年分	平成14年分	平成15年分	
	千円	千円	千円	千円	千円	
法第204条該当	原稿料、作曲料、放送謝金等の報酬又は料金	73,570,474	76,133,171	86,016,676	84,756,465	82,798,004
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	93,932,978	100,038,996	114,170,398	111,936,891	109,150,889
	診 療 報 酬	47,916,072	47,077,374	46,369,632	44,657,240	40,851,020
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	102,756,310	102,366,200	73,845,189	71,111,374	71,334,887
	芸能等についての出演等の報酬又は料金	25,846,104	27,459,171	28,600,839	27,986,221	25,389,674
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	5,386,212	5,809,478	9,333,465	9,586,190	8,981,266
	契 約 金 ・ 賞 金	7,495,985	7,323,242	6,877,881	6,649,696	6,479,926
	小 計	356,904,135	366,207,632	365,214,080	356,684,077	344,985,666
法第203条の2該当	公 的 年 金 等	202,267,728	200,882,849	201,925,446	211,459,801	212,886,021
法第207条該当	生命保険契約等に基づく年金	6,206,903	6,760,355	13,202,076	12,810,549	14,519,805
法第174条該当	馬主に支払われる競馬の賞金等	17,824,073	16,967,617	27,672,207	26,285,685	9,142,318
	計	583,202,839	590,818,453	608,013,809	607,240,113	581,533,810
	災害減免法により徴収猶予したもの	—	—	—	—	17